

地域未来投資促進法

計画段階(着手前)に「地域経済牽引事業計画」を県に申請し、承認を受けると、以下の各種優遇措置を受けられます。

地域経済牽引事業計画の承認要件(県)

(1)下記対象産業で、かつ付加価値額(※1)が4,600万円以上(※2)増加すること

- ①自動車関連産業 ②電子・電気・機械関連産業 ③素材型産業・造船関連産業 ④医療関連機器産業
- ⑤環境・エネルギー関連産業 ⑥食品・農林水産関連産業(県内の特産物を活用した場合に限る)
- ⑦サービス産業(県内の観光資源を活用した場合に限る) ⑧デジタル関連産業
- ⑨航空宇宙関連産業 ⑩物流関連産業

(※1)付加価値額 = 売上高 - 費用総額(売上原価 + 販売費及び一般管理費) + 給与総額 + 租税公課

(2)次のいずれかを満たすこと(県内の事業所で判断します)(※3)

- ①県内の事業者間での取引額が開始年度比で1,500万円増加
- ②売上げが開始年度比で3億3千万円増加
- ③雇用者数が開始年度比で10人増加
- ④給与等支給額が開始年度比で3,000万円増加

(※2)(※3)事業計画期間を5年と想定した値。それよりも計画期間が短い場合は、その計画期間を5年で按分した値。

優遇措置の概要

地方税(不動産取得税、固定資産税)の課税の特例

※国に確認申請を行い、確認書の交付を受ける必要があります

【要件】(1)～(4)をすべて満たすこと ※詳細な要件は大分県のHPでご確認ください

(1)投資額要件(令和7年3月31日までに取得したもの)

業種	金額		その他必要事項
	対象資産	取得価格	
農林漁業関連	土地・建物・附属設備・構築物	合計5千万円超	前年度減価償却費*の20%以上
その他業種	土地・建物・附属設備・構築物	合計1億円超	※対象事業者が連結会社の場合には同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の分を合算

(2)売上高伸び率が一定以上増加すること

(3)その他(投資收益率、労働生産性等の基準を満たす必要があります)

(4)青色申告書を提出する法人であること

【優遇内容】

不動産取得税	課税免除
固定資産税	課税免除(初年度から3年間)など

- 免税の対象資産=土地・建物・附属設備・構築物

- 土地は取得日の翌日から1年以内に建物等の建設に着手した場合のみ対象

- 直接事業の用に供する部分が対象(垂直投影面積按分で算出)

法人税の課税の特例

※国に確認申請を行い、確認書の交付を受ける必要があります

【要件】

(1)「投資額≥2,000万円」かつ「投資額≥前年度減価償却費の20%」(令和7年3月31日までに取得したもの)

(2)～(4)は「地方税(不動産取得税、固定資産税)の課税の特例」と同様

【優遇内容】

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件* ⁴ を満たす場合	50%	5%
中堅企業枠* ⁵ を満たす場合	50%	6%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

(※4)下記①を満たした上で、②または③を満たす
 ①労働生産性の伸び率かつ投資收益率の伸び率が一定以上
 ②直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
 ③対象事業で創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上

(※5)上記①～③を満たした上で、下記イ～ハを満たす
 イ:産業競争力強化法において規定する賃金水準・成長意欲が高い中堅企業
 ハ:設備投資額が10億円以上であること
 ハ:パートナーシップ構築宣言の登録を受けていること

●本制度支援対象の投資限度額は80億円です

●特別償却は限度額まで償却費を計上しなかった場合その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます

●税額控除は当該事業年度の法人税額等の20%が上限です

●対象資産を貸付の用に供する場合や中古資産の取得は、本制度支援対象となりません。

その他

(1)日本政策金融公庫による設備資金貸付利率の引下げ (2)信用保証協会による保証の別枠化

(3)財団法人食品流通構造改善促進機構が行う債務保証 (4)特許料等の軽減(中小企業者に限る)及び地域団体商標に係る登録料等の軽減
 詳細は、各団体等にお問い合わせください。

制度の詳細は大分県のホームページをご覧ください
<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14050/sokushinnhou-oita.html>





優遇制度 ②税制上の優遇措置

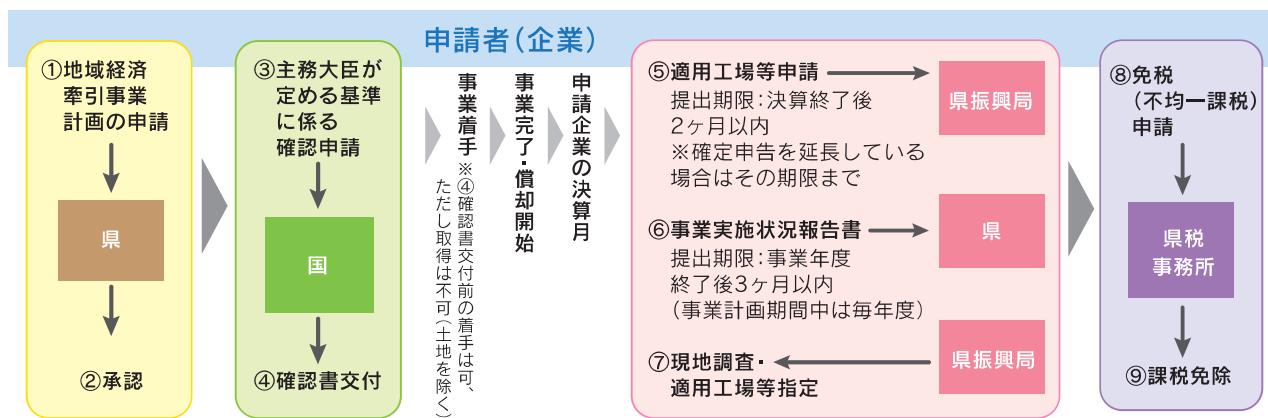
大分県の魅力

物件紹介

優遇制度

資料

地域未来投資促進法に基づく課税免除までの手続



過疎法・地域未来投資促進法 優遇内容比較

対象業種	適用要件					優遇内容							適用期限	着手前の申請手続																																											
	対象地域	対象資産		取得価格		その他	税制				その他																																														
		国税	地方税	国税	地方税		特別償却	税額控除	事業税	不動産取得税	固定資産税																																														
過疎地域持続的発展特別措置法	製造業 旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業等	指定市町村	建物 附属設備 構築物 機械装置	業種、資本金に応じて異なる	—	—	○ (5年間)	—	○ (3年間)	○	○ (3年間)	—	R9.3.31	不要	(詳細P38参照)														地域未来投資促進法	県の基本計画に定める10産業	全域	減価償却資産	土地・建物・附属設備・構築物	2,000万円以上	1億円超	事業が先進性を有すること	○	○	—	○ (3年間)	低利融資等	R7.3.31	要	(詳細P39参照)													
過疎地域持続的発展特別措置法	製造業 旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業等	指定市町村	建物 附属設備 構築物 機械装置	業種、資本金に応じて異なる	—	—	○ (5年間)	—	○ (3年間)	○	○ (3年間)	—	R9.3.31	不要																																											
(詳細P38参照)																																																									
地域未来投資促進法	県の基本計画に定める10産業	全域	減価償却資産	土地・建物・附属設備・構築物	2,000万円以上	1億円超	事業が先進性を有すること	○	○	—	○ (3年間)	低利融資等	R7.3.31	要																																											
(詳細P39参照)																																																									

中小企業等経営強化法(中小企業経営強化税制)

対象者 青色申告をしている中小企業者等で、令和7年3月末日の間に対象設備を導入する者

優遇措置

取得資産に係る法人税等の即時償却または税額控除	
対象: 建物附属設備、機械装置、工具、器具備品、ソフトウェア	
取得価格要件: 一定の価格以上であること	
機械装置: 160万円 工具・器具備品: 30万円 建物附属設備: 60万円 ソフトウェア: 70万円	
その他要件	
●生産等設備(事業の用に直接供される設備)であること ※事務用器具備品、本店等に係る建物付属設備は対象外	
●国内への投資であること	
●中古資産・貸付資産でないこと 等	
即時償却または税額控除7%	
●資本金3千万円以下の法人等及び個人事業主の場合 税額控除10%	

生産性向上設備の導入	
対象設備	単品設備
必要手続	設備メーカーから証明書を取ってください。
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備
収益力強化設備orデジタル化設備の導入	
対象設備	複数設備可
必要手続	投資計画を作成し、公認会計士又は税理士の事前確認を受けてください。
要件	●収益力強化設備の場合は投資收益率が年平均5%以上であること $\text{投資收益率} = \frac{\text{(営業利益} + \text{減価償却費})}{\text{設備投資額}}$ ●デジタル化設備: 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備

問合せ先

経済産業省九州経済産業局経営支援課

TEL 092-482-5593

※1 いすゞの設備の導入においても中小企業等経営強化法の認定が必要です。